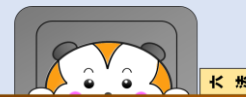


「人と法をつなぐプロになる」～そんな仕事がここにあります～



山形地方・家庭裁判所では、裁判官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官が裁判のしくみなどについて説明を行ったり、法廷の見学を行う「裁判所見学会」を実施しています。

9月は、南陽市立赤湯中学校1年生11名が、学ぶことや働くことについて考える研修のため、見学にお越しくださいました！

説明と質疑応答

最初に「アニメでわかる裁判所職員」をご覧ください、総務課人事係藤原係長と酒井係長から、裁判所の組織や「裁判所で働く人たち」について説明して、事前にいただいた質問にお答えしました。その一部をご紹介します。



Q：裁判所の職員はどのような学校に通っていましたか。

A：大学の法学部で勉強した職員もいれば、法学部以外の学部出身の職員もいます。また、専門学校や短大を卒業した職員、高校を卒業してすぐに入所して働いている職員もいます。

Q：庁舎内の工夫されているところはどこですか。

A：裁判所の中で迷わないように廊下に案内板が掲示されています。また、外国の方が利用することもあるので、案内板に英語でも表記しています。車いすを利用している方も裁判所を利用できるように、入口にはスロープが設置されていたり、車いすのまま法廷を傍聴することができるように傍聴席の一部が取り外しできるようになっています。



裁判所のYoutubeでも職員の1日を紹介しているよ！



Youtube

裁判所で働く人たち

裁判所は、「裁判をするところ」ですので、思いつくのは「裁判官」ですね！

しかし、裁判官だけでは裁判を行うことはできません。裁判所では、裁判官以外にも、多くの専門職種が活躍していて、職員の人数は、裁判官よりも裁判官以外の職種の方が圧倒的に多いです。

【裁判所事務官】 裁判部門では、裁判所書記官のもとで裁判所を利用される方に対する手続案内や電話対応、法廷における当事者への対応、裁判文書の授受など、裁判事務に従事し、司法行政部門では、総務、人事、会計といった人や設備などの側面から、裁判所の円滑な運営の、より良い裁判所を実現するために日々業務を行っています。

【裁判所書記官】 法律により固有の権限が与えられた法律の専門職で、法廷の立会、調書の作成、訴訟上の事項に関する証明などを行います。

書記官がいなければ法廷を開くことはできませんし、法律上、書記官しか行うことができない仕事もたくさんあり、いわば『裁判手続のプロフェッショナル』と言えます。

【家庭裁判所調査官】 家事事件にしても少年事件にしても、いずれも単に法律的な解決を図るだけではなく、当事者や少年の心情、事件の背後にある複雑な人間関係や環境を十分に踏まえた上での解決が求められます。

そこで、解決のために、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知識や技法を活用して、家庭内の紛争の当事者や子ども、非行を犯した少年や保護者と面接するなどして、紛争の解決や少年の立ち直りに向けた方策を検討します。

法廷見学

山形地方裁判所佐藤裁判官が、
裁判員裁判で使用する法廷内を説明しました！
生徒の皆さんには、法服を着用してもらい、裁判
官席に座って記念撮影を行いました。



この法廷は、法壇の高さが低くなっています。法壇を低くすることで、証言台に立っている人の
目線と裁判官・裁判員の目線が同じ高さになるように工夫されています。
記者席には新聞記者がメモをしやすいように小さな机がありますね。

ちなみに・・・



最高裁判所の法廷には、証言台や被告人席が設けられていません。最高裁判所の審理では、
高等裁判所までの裁判手続や判決内容に憲法や法令の違反がないかどうかを判断することが
中心となるため、証人や被告人から話を聴くことはないので。

素敵なお礼状が届きました！

内容の一部を御紹介させていただきます。

- ・学んだことを将来に生かしていきたい。
- ・自分なりに法律などを調べたいです。
- ・裁判官も将来の選択肢になった。
- ・裁判所関係の仕事に就きたい。
- ・法廷の仕組みを理解できた。
- ・どちらかが不利になる選択をしないとけないから両方が納得できる理由を作るというのなるほどと思いました。
- ・裁判は裁判官だけではなく様々な人たちが成り立っていることが勉強になりました。
- ・裁判所は固いイメージでしたが、明るく楽しいことが分かりイメージが変わりました。
- ・法廷にはドラマで見る木槌がなくて驚きました。
- ・法服を着れたことがとてもうれしかった。
- ・法廷に中に入れてうれしかった。
- ・スケジュールを立てて運営していることが分かりました。



R5
憲法週間
記念行事

今年5月の憲法週間記念行事の「若手法曹三者のインタビュー記事」では、
山形市内の裁判官、検察官、弁護士が、法曹を目指したきっかけや学生時代の過ごし方、
現在の仕事のやりがいなど、普段、なかなか聞けないことを掲載しています。
こちらのアイコンから!!

■ 裁判所見学会のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

(お申し込み先・お問い合わせ先)

山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)



アイコンを
クリック!

見学

山形地家裁
裁判所見学会